

# 園芸施設共済

大切なハウスを災害から守りましょう！



加入者の負担軽減のため、掛金の50%を国が負担します  
自然災害等に備え園芸施設共済に加入しましょう!!



安心のネットワーク  
**NOSAI千葉**  
千葉県農業共済組合

■お問い合わせは

ぼうそう支所  
木更津市 高柳 1003  
0438-23-0371

■お届けした担当者は

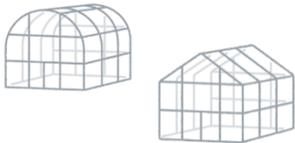
です

## ●園芸施設共済にご加入いただけるもの

### 基本加入

#### 特定園芸施設 (本体+被覆材)

内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけハウスなど



+

### オプション加入

#### 附帯施設

暖房施設、かん水施設、換気施設、自動制御施設、カーテン装置、サイド巻上機（くるくる）など

#### 施設内農作物

施設内で栽培されている野菜や花き等の生産費用



#### 撤去費用

ハウス本体の解体や廃材の撤去・処分に要する費用  
(支払条件有※注1)



#### 復旧費用

園芸施設本体・附帯施設の復旧に要した費用

①特定園芸施設の加入を基本に、希望により附帯施設・施設内農作物・撤去費用・復旧費用を組み合わせる加入することができます。

②附帯施設・施設内農作物は全棟加入、撤去費用・復旧費用は棟ごとに選択することができます。

③施設内農作物については、収入保険制度と重複しての加入はできません。

※注1 撤去費用の支払は、撤去到要する費用が100万円を超える場合、または被覆材を除く本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合に対象となります。ただし、撤去、処分に要する費用すべてを補償できるものではありません。

## ●お支払の対象となる災害（共済事故）



風水害



雹害



雪害



落雷



地震



火災・爆発



飛来物の落下



車両の衝突



鳥獣害



病虫害

被害を受けた際には、職員が損害評価に訪問しますので遅滞なくご連絡ください。

※暴風・積雪等から本体の損壊を避けるために被覆物を破棄する場合、必ず事前にご連絡ください。  
※連絡せず被覆材を破棄した場合は支払対象となりません。

＜お支払対象とならない事例＞ ①変乱によるもの ②老朽化によるもの ③生理障害・薬害  
④損害防止にかかった費用 ⑤不実の通知をした時 ⑥故意もしくは重大な過失によるもの など

## ●加入できる要件

所有または管理する農作物の栽培を目的とした特定園芸施設の合計面積が100㎡以上（ガラス室は50㎡以上）ある方は加入できます。（※1）

なお、施設が複数ある場合は、その全てを加入する必要があります。（※2）

※1 面積が達していなくても他の共済事業に加入しているなど組合員であればご加入できます。

※2 以下のような場合は除外することができます。

①耐用年数を2.5倍以上経過している場合（パイプハウスで25年）②他社の損害保険に加入している場合

## ●共済責任期間（補償期間）

共済責任期間は、共済掛金等を納めていただいた日の後、責任開始予定年月日から1年間となります。

継続加入する場合で共済責任期間終了日までに納めていただいた場合は、その終了日の翌日から1年間になります。

被覆しない期間や栽培しない期間も含めた通年加入が基本ですが、始期を統一する場合や周年設置しない場合は1年未満とすることができます。

## ●共済価額（評価額）

### 特定園芸施設

- ◆本体（再建築価額×時価現有率）
- ◆被覆材（再取得価額×時価現有率）

### 附帯施設

- ◆再取得価額×時価現有率

### 施設内農作物

- ◆特定園芸施設の面積×施設内農作物価額算定割合※
- ※葉菜類、果菜類、花き類ごとに共済価額を算定するために国が定めた率

### 撤去費用

- ◆特定園芸施設の面積×単位当たり撤去費用基準額※
- ※1㎡当たりの撤去費用の共済価額を算定するために国が定めた額  
（ガラス室 1,200円、パイプハウス 290円、鉄骨ハウス 880円）

### 復旧費用

- ◆特定園芸施設復旧費用  
特定園芸施設（本体）再建築価額×（100%－時価現有率）
  - ◆附帯施設復旧費用  
附帯施設再取得価額×（100%－時価現有率）
- ※被覆材は復旧費用の対象外ですのでご注意ください。

## ●共済金額（補償額）

共済金額は共済価額に選択いただいた付保割合（40～100%）を乗じた額となります。付保割合は通常80%までの選択ですが、加入者の希望により100%まで選択可能です。（付保割合追加特約）



## ● 共済掛金等

ご負担いただく共済掛金等は、共済掛金と事務費賦課金の合計で棟ごとに計算します。

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12 \text{ か月}} \times 50\% + \text{事務費賦課金}$$

○ 共済金額の合計 1 億 6 千万円までは、共済掛金の**半分**を**国が負担**します。

※ 復旧費用部分・付保割合追加特約部分・小損害不てん補 1 万円特約部分の共済掛金は全額加入者負担となります。

※ 過去の損害率から組合員ごと施設区分ごとに危険段階別掛金率を設定しています。

○ ご負担いただいた共済掛金等は必要経費として課税対象から控除されます。



## ● 集団加入による掛金等の割引措置について

施設園芸農業者が構成員となっている生産組織等が組合と協定を締結し、集団で一斉加入を実施することで、共済掛金や事務費賦課金の割引が受けられます。

### 【割引の要件】

下記の内容について協定を結びます。

- ① 園芸施設共済に加入する旨の取り決めを行うこと。
- ② 一斉加入受付を実施すること。
- ③ 特定園芸施設の適切な補強・保守管理に取り組むこと。

### 【割引の内容】

#### 1 加入割合アップで掛金がお得に！

加入割合  
アップ

+

加入割合が  
8割超

掛金

5%割引

#### 2 一斉加入受付で賦課金がお得に！

5名以上の  
一斉加入受付

10名以上の  
一斉加入受付

賦課金

10%割引

20%割引

加入割合は、集団の構成員のうち、園芸施設共済に加入申込をした方の割合です。

## ● 共済金のお支払い

1 事故に対しての 1 棟ごとの損害額が、加入時に選択する小損害不填補の基準額を超える場合に共済金をお支払いします。小損害不填補の基準額は棟ごとに選択が可能です。

### 《小損害不填補の基準額》



小損害から対象にしたい場合に！

安

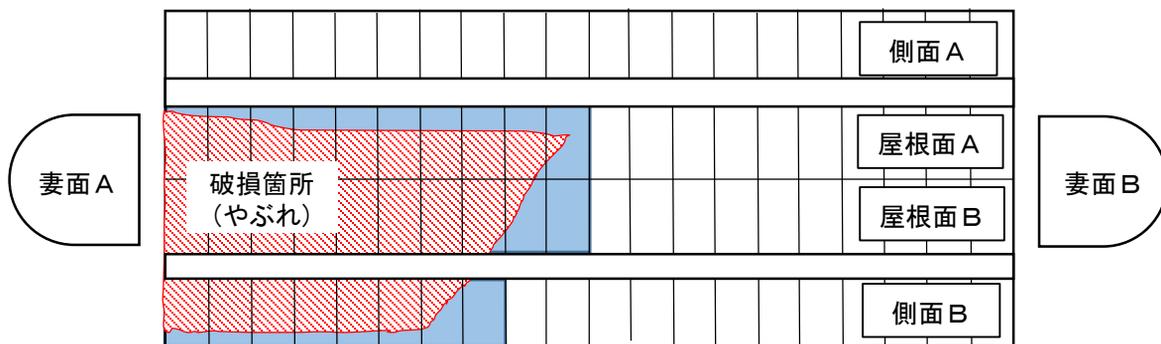
選択した基準額が大きくなるほど、掛金がお安くなります。

※1 ①は②を選択した方のみ付加できる特約です。①の特約部分の掛金については全額加入者負担となります。  
 ※2 共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たない場合はその相当する金額となります。

支払共済金

損害額						補償割合	
ハウス本体の時価額	×	損害割合					
被覆材の時価額	×	損害割合	×	自然消耗割合			
附帯施設の修繕費	×	時価現有率					
施設内農作物の時価額	×	損害割合	×	分割割合 (病虫害の場合)			
撤去費用の時価額	×	損害割合					
復旧費用の時価額	×	損害割合					
=						×	
							共済金額
							共済価額

### ★被覆材の評価例



被覆物の破損(本体の損害)割合に応じて損害額が算定されます。  
 (上図では  部分を被害部分として評価します。)

### 事故報告

被害が発生したら、ビニールを処分せず保存しておく等、現場保存を行った上で、すみやかにNOSA Iへご連絡をお願いします。事故発生通知がない場合や被害確認ができない場合、共済金が支払われないことがあります。

## ●特定園芸施設の区分一覧

### プラスチックハウスⅡ類 40型



主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されかつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設

※骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより作られている施設であれば共済掛金を割り引きます。

### プラスチックハウスⅢ類 50型



主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されかつ、骨格の主要部分が鋼材または鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの

### プラスチックハウスⅣ類甲・乙 61型・62型



#### プラスチックハウスⅣ類甲 61型

主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 $1.31\text{cm}^3$ 以上の鋼材またはアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの

#### プラスチックハウスⅣ類乙 62型

主として硬質フィルムにより造られている施設

プラスチックフィルムのうち耐風速  $50\text{m/s}$ 以上または耐雪加重  $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上強度を有する施設で、かつ、骨格の主要部分が断面係数 $1.31\text{cm}^3$ 以上の鋼材またはアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの

### プラスチックハウスⅤ類 70型



次のいずれかに該当する施設

1. 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設
2. 屋根及び外壁の主要部分がビス止めされた硬質フィルムにより造られている施設のうち耐風速  $50\text{m/s}$ 以上または耐雪加重 $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の強度を有するもの

### プラスチックハウスⅥ類 80型



主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設及びその全体または主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設

### ガラス室Ⅱ類 20型



屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られかつ、骨格の主要部分が鋼材またはアルミ材により造られている施設

### プラスチックハウスⅦ類 90型



その全体が通気性を有する被覆材により被覆されかつ、骨格主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材またはコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設